

# 平成 1 9 年 第 3 回 定例会

平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日 開会  
同 日 閉会

## 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 5 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 1 9 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 1 号）について）
- 第 6 議案第 13 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 14 号 平成 1 9 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 8 議案第 15 号 平成 1 8 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
- 第 9 議案第 16 号 平成 1 8 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	松村晋之君	2番	渡辺徳治君
3番	堀口昌宏君	4番	阿野行男君
5番	湯井廣志君	7番	佐藤淳君
8番	反町清君	9番	青柳正敏君
10番	針谷賢一君	11番	久保信夫君
12番	黒沢功君	13番	大野富士子君
14番	堀越義晴君	15番	宮前俊秀君
16番	小須田一美君	17番	若林秀昭君
18番	江原洋一君	19番	山崎恒彦君

欠席議員（1名）

6番 片山喜博君

説明のため出席した者

管理者	新井利明君	副管理者	齋藤軍雄君
監査委員	武田弘君	病院長	鈴木忠君
外来センター長	田村勝君	介護老人保健施設長	田中壯信君
副院長	石崎政利君	経営管理部長	坂本和彦君
薬剤部長	田村昌行君	看護部長	石田茂子君
総務課長	吉田賢治君	外来センター長	今井光満君
しらせぎ 管理課長	新井克行君	用度施設課長	黒澤美尚君
医事情報課長	松田裕一君	情報管理課長	小野里昇君
地域医療 連携課長	内田雅之君		

## 開会のあいさつ

議長（青柳正敏君） 本日、平成19年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして開会できますことを、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、平成18年度病院事業会計決算認定ほか5案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げます。まことに簡単でございますが開会のごあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしく願いたいいたします。

## 開会及び開議

午後1時31分開会

議長（青柳正敏君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。ただいまから、平成19年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

### 第1 会期の決定

議長（青柳正敏君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

### 第2 会議録署名議員の指名

議長（青柳正敏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。2番、渡辺徳治君、16番、小須田一美君を指名いたします。

### 第3 管理者発言

議長（青柳正敏君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 本日ここに、平成19年第3回組合議会定例会を招集いたしま

したところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

当院は、医療圏内で高い医療機能を保持し、民間病院のリーダー的な役割を果たし、同時に、良質で高度な医療を継続的に提供することが責務と考えております。議員各位には、深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本日の案件は、組合各事業の平成18年度決算等、全6議案の審議及び決定をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、簡単ですが開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### 第4 報告第2号

議長（青柳正敏君） 日程第4、報告第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成15年8月、当院産婦人科に入院しておりました患者の子宮脱手術時に、患部の炎症の影響による膀胱と膈壁の癒着が著しかったため、患者様の膀胱壁を損傷させてしまいました。同年9月に本人及びご家族にその経過等について説明を行い、以来当院附属外来センターで治療を行っておりましたが、平成19年3月の診察で病状が手術前の状態にまでほぼ回復したことを受けて、賠償について話し合いを持った結果、賠償金548万7,770円で示談が成立いたしました。

多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、損害賠償額が100万円以上については議会の議決を要する事項に該当いたしますが、本件の賠償金の支払い期限が平成19年8月31日であったため、議会を招集するいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。

以上、簡単でございますが提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 損害賠償の件ですけれども、今の説明だと、病院側は炎症に伴う癒着だとか何だとかいうことを、きちんと説明をして治療に当たったというふうに受け取るのですけれども、でも、現実の問題として、こういったことで550万円近い損害賠償の金額が発生しているわけですから、当然これは双方が話し

合って、病院の側にも550万円に相当する過失があったとお認めになったというふうに理解するのですけれども、その辺、もう少し詳しく説明を求めます。それから、この金額については、当然根拠があると思うのですけれども、その辺の根拠についても説明を求めます。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） それでは、詳細な説明と金額の根拠ということでございますので、私の方から金額の根拠ということで若干ご説明をさせていただきます。

今回、548万7,770円という金額につきましては、患者様の方には400万1,560円が賠償としてお支払いさせていただいたものです。残りの148万6,210円ではありますが、そちらにつきましては外来センターと入院棟の方の治療費の分ということでございます。それが内訳になってございます。

さらに、400万1,560円でございますけれども、内訳につきましては、治療費、休業損害、そして慰謝料、さらには後遺障害の慰謝料と、通院されていまして、その交通費ということでございます。以上でございます。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 金額の根拠はそういうことなのでしょうけれども、では、なぜその辺の損害賠償、お金を支払わなければならない理由はということなのかということ、1回目で質問したつもりですけれども、改めてお伺いします。その辺、なぜ病院側がある種の過失を認めてこういった支払いが発生したのか、その過失はということなのか、また、改めてその過失の原因等についても、どういうふうに病院側では判断をして、こういうことをお認めになったのか。さっきも言いましたけれども、癒着があるので、当然手術をするときにはそういう危険があるというふうなことも、患者さんに説明をしたというふうな説明だったので、なぜということなのか。

それと、148万6,210円が治療費で、それ以外のものについては精神的、あるいは肉体的な慰謝料、その他休業補償等ということですが、この金額は、当然示談するについては、交渉するについては当然のことながら、患者さんと病院側が話し合ったのでしょうか、これはだれがどういう根拠でお示しになったのか。今言ったように治療費は明確にわかるのですけれども、その他の精神的あるいは肉体的な苦痛に対する慰謝料ということについては、患者さんの方が、こういうことで幾ら欲しいというふうに申し入れてきたのか、あるいは病院側から、いろいろな前例とかあるのでしょうか、そういうことの中で病院側から最初に提示をして、そこからスタートして調整をしながらこの数字に至ったのか、どういう経緯でこの数字に至ったのか、もう少し詳しく説明を求めます。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 損害賠償額の件につきまして、もう少しご説明をさせていただきます。

これにつきましては、議員さんのご指摘どおり、示談に向けて医師賠償保険というものを根拠に交渉させていただきました。その経緯でございますけれども、まずもって医療事故の損害賠償額という形ではございますけれども、基本的には交通事故の算定基準というのが通常適用されるのが常でございます。その中には、ご承知のとおり自賠責の強制保険の基準、さらには任意保険の基準、そして訴訟になりますと民事の交通事故の訴訟の、いわゆる日弁連の基準、損害賠償額の算定基準というものが3つございます。

そういった中で、今回、弁護士等も入ってございまして、保険会社の根拠に基づいて交渉させていただいた結果、今回の、先ほど申し上げました内訳でご了解いただけたということでございます。以上でございます。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 提案理由でご説明申し上げまして、医療的なことは私はちょっと詳しくお答えできないのですが、子宮脱の手術時に患部の炎症による影響により膀胱と膈壁の癒着が著しかったので、膀胱壁を損傷させしまったということが原因であるというふうに認識しております。

どうしてそうなったのかということについては、手術上のことですので私はちょっと詳しくはわかりませんが、結果として損傷させてしまったということに対する慰謝料プラスその治療に対する補償が、今、総務課長から話したような額であったということだと考えております。

議長（青柳正敏君） 暫時休憩いたします。

（午後1時45分休憩）

（午後1時49分再開）

議長（青柳正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。病院長。

病院長（鈴木忠君） 説明が足りなくて申しわけございません。これは相手のあることなので、相手が納得するかどうかで、示談が成立するかどうかということの一言に尽きます。これは、過失があるかないかという判断は、専門医等の意見も参考にして、病院の考え方も伝えて、それが妥当であるかどうか、そういうようなことの中で最終の判断をしております。

この方は非常に肥満の患者さんで、子宮脱という、当初から困難が予想されるわけですが、当然、手術前に当たっては尿管損傷、膀胱損傷等について、関連周辺臓器でありますから説明はされております。しかし、残念ながら膀胱壁を傷つけるという事態が起きてしまったと。当然、それに対する修復手術を行ったわけですが、その膀胱壁の場所が膀胱三角部ということで、

尿管口が開いている、その近傍であったために、その修復手術によって尿管の閉塞を付随して起こしてしまったこと。最初の膀胱の損傷自体は当然起き得ることであって、それに対してきちっとした対策することは予想したわけですが、次に、膀胱壁を修復したことによって起きてきたことまでは予想していなかったこと。それらによって尿管逆流症を合併し、膀胱腫瘍が生じてしまい、長い間その修復に時間がかかったということです。1回目、2回目の処置に対して過失と言われる部分があるということで、補償額も大きくなりまし、解決に期間もかかったということでもあります。

これは、カルテに書いてあるから患者さんが納得してくれるということではありません。やはり、そのときにどこまで説明してあるか、言葉として伝わっているか。言葉であるから、それは絶対、水戸黄門の印籠みたいな形で、あなたは聞いたはずですよと言っても、これはやはりいろいろなことを伝えるというのは目の動きもあるし、言葉の抑揚もあるでしょうし、全体的な形で、そして、やはり医師の方は当然起きてくるということも思っていたとしても、受け取る側は、その頻度の説明があったとしても、直接自分にそういうことが起きるといふふうにはとらないです。

ただ、やはり医療をする者としては、やはり不幸になったことは現実にあるわけです。それに対していかに、起きてしまったことに対して、患者さんに対して補償していくか。現実困っているわけです。そして、この方はそのために、今まで非常勤の職員として勤めていたわけですがけれども、長い間、尿袋をぶら下げるといふことになったために、仕事を失ったということもあります。そのために、非常に不自由な生活を余儀なくされた。そういうことで、補償額も大きくなったといふふうに考えております。

ですから、合併症として許されるか、過失としてとるのか、これは絶対的な線引きはありません。やはり、そのときそのときによって、ある程度変わってくることであります。そういうことで、その担当医はもちろんですけれども、第三者、専門医とした2人の方の意見を参考にして判断したわけでございます。以上です。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 3回目なので、これが最後ですけれども、相手がある、確かに相手のあることなので相手がすべてだというお話だったですけれども、では、相手がどうしても納得できないからといって病院側に何の過失もなければ、それは当然、病院側は裁判なり何なりして争うでしょう。しかしながら、示談をしたということについては、ある種の過失をお認めになったということですね。だから、その過失は何なのですかと、私は最初から聞いているつもりなんですけれども、なかなか明確な答弁が来ないです。

それから、金額の根拠については交通事故だとか、いわゆる損害保険会社の  
ある種の基準みたいなものがあると。その中で、この400万1,560円が  
いろいろな形で、そういった積算根拠に基づいて賠償金として支払われたとい  
うことですが、これは最初に、ある種の保険会社がこの金額ですよとい  
った金額と、示談の結果折り合った金額は全く一致しているのか。まずそれが  
1点。

それから、いろいろな意味で、過去において、聞いてみるとどうも皆さんが  
根拠を示すのではなくて、すべて保険会社がこういうことです、この金額です  
というふうに示していると思う。これをたたき台にして話し合っているふうに  
受け取れるのですけれども、先ほども言いましたように、それは当然相手があ  
る。それから、病院側もあることですから、ここで意見の食い違いが出てくる  
と思うのですよね。当然、患者さんはある意味、もっと欲しい。病院側は、そ  
んなことはありません、私どもはきちんと説明もしたし、いろいろな意味での  
手術もきちんと慎重に万全を期してやったということになれば、その辺は当然  
意見が食い違うでしょうから、そうすると、過去において保険会社が提示した  
金額よりも示談の結果が少なかった事例、あるいは多かった事例、いろいろあ  
ると思うのですけれども、その辺については過去どういうことなのか。その辺  
についても説明を求めます。

それから、今後のことですが、ある種、こういうことが起きては困り  
ます。だけれども、先生方も神の手を持っているわけではありませんから、当  
然ながらそういうケースもあるし、ケース・バイ・ケースでいろいろなケース  
があると思うのですけれども、患者さんにとってみると自分の体は1つですか  
ら、そのことによって大変な精神的な苦痛だとか、ある意味では職を失ったと  
いうふうな院長先生からのお話で、それは精神的な苦痛以上の、社会的にも、  
自分が生きていく上でも生活の糧を失うような大変重要な問題なんですね。そ  
のことについて、いろいろ病院側では対応してくれる専門的なところがあるよ  
うですが、現実の問題としては、すべて保険会社の提示したものが根拠  
になっているということですが、

また話がもとに戻るようですが、したがって、私は大事なことはきち  
んと、そのことの中で、決められた根拠から多かたり低かたりする、きち  
んとした話し合いのもとにやっていると。今後についても、私が一番言いた  
いの、できるだけこういうことがないようにするということです。これは当  
たり前のこと。

それから、やはり事が起きた場合には、きちんと真摯にまじめに、いろい  
ろな意味で、変なふうに患者さんの立場に立つことはありませんけれども、きち  
んと患者本位の医療をして、この地域の人たちの信頼を得るということ、あ

種の経営理念にうたっているわけですから、その辺のことについてもきちんと対応していただかないと困るのですけれども、いろいろな意味で、院長先生はまじめにそういうところに真摯に取り組んでくれているという印象を私は持っています。

そういう意味で非常に期待しているのですけれども、いずれにしても患者さんにとってみれば大変ですから、その辺のことについて今後、手術なり何なり、こういうことが起きないように、どういうふうな体制といいますかシステムといいますか。それから、やはり患者さんが納得するということが一番大事でしょうから、説明責任ということについても今後どのように、総合病院として対応なさってくれるのか、その辺について伺って質問を終わります。

議長（青柳正敏君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 特に外科系のものに関しては、生体に侵襲を加えるということがありますから、当然注意をしていたとしてもいろいろなことは起きてきますし、今後も起きてくるかと思えます。ただ、起きたらどのように対応するかと、それから、起き得ることが想定される際に、いかに患者さん方に説明するかということ。これに非常に力を入れて、より一層強めていきたいと思えます。

しかし、医療の現状の中で、医療行為そのものをするというより、その説明および付随したいろいろな行為があり、10のうち診療行為そのものが5ぐらいで、ほかの付随することに非常にエネルギーをとられているというのが、今の日本の医療の現状ではないかと思えます。これでは、やはり医師のマンパワー不足ということです。十分な体制がとれて、常に時間的余裕がある中で仕事がやれば一番いいと思うのですけれども。環境は非常に厳しいですが、十分に時間をさいて、そしてよくわかるように、説明するということが必要であるかと思えます。

そして、説明の証拠として書面ということになるわけですが、本来は、その書面があるからどうこうということではなくて、いかに説明、納得した上で行うかです。ただ、そういう中で不幸にして事故が起きたときに、やはり患者さん方は何で自分がこうならなくてはならないか、わかり切って、そういうことはあるのだから仕様が無いんだというわけにはなかなかいきません。患者さんの立場に立って見れば、当然、どうしてくれるんだという気持ちが普通の考えではないかと思えます。

そういうことに対して、当然きちっとした説明をする。それから、ミスに対してはきちっと説明をする。しかし、それが本当にミスとして明らかなものは別ですが、グレーゾーンもあります。そういうものに対して、なかなかそこでクリアカットに判断することはできないところがあります。そういうところでは、やはり多くの医師の意見等を参考にして、これをどのように扱うべ

きか、院外の医師の意見を参考にして対応していきます。その間に何をしなければいけないかは、やはり患者さんに対して速やかに常にコンタクトを持つこと。やはり、連絡をとらないというのは、放り出されていると、そしてほうかむりされていると、悪くするのが常であろうと思います。そういうことで、当院の医療安全管理室においては、何しろ定期的に患者さん方に連絡を取りなさいと。向こうから言ってくるのを待つのではなくて、必ずこちらから連絡をとって、今、この件に関する扱いはどうしているかということ定期的に連絡するように、指導しております。

そういうことで、外部から見た場合に、病院は真摯にこの件に対して対応しているのだという考えを、相手にわかってもらうということに努力しております。特に注意して対応するということと取り組んでいることは、いかに連絡して、常に話し合う場をつくっていくかということとを最大の重点課題として行っております。

やはり、原因の1つはおのこの医師の能力も主要なところではあるかと思えますけれども、起きたことに対してきちっと病院としてバックアップする、きちっと患者さん方に対して納得のいく説明をし、それに十分対応できるように医療安全管理室が行っているわけです。そんな体制をとっているところであります。

あとは、医療事故をいかに未然に防ぐかと。いろいろなところ、医療行為そのものに直結した行為というものは、やはり医師そのものが一番関係するところですので、診療部の医師に対してはいかに説明するか、起きたら、起きたことに対してどういうことを行ったか、それによって今どういう状態であるかということ、いかにして説明していくかと。その説明に時間をかけて対応していくということに指導しております。

あとは、こういう医療行為、医師が直接手を出している医療行為以外のところについては、システムの問題とかいろいろなことがありますので、それに対して、全職員を対象にして医療安全教育に一番力を入れているところです。それを徹底していくということに努めております。以上であります。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 続けてお答えさせていただきます。

最初に提示したものと金額が一致しているかという点につきましては、最初に提示といいますか、そもそもこの件につきましては、子宮脱の手術に伴う膀胱に対する医療過誤ということでございまして、手術時に膀胱壁を損傷してしまい、その後修復手術を行ったといった中で、継続して外来センターの方で治療を行った結果、順調に回復されてきたということでございまして、ずっと外来センターの方でフォローさせていただいたケースでございます。

ただ、排尿時の後遺障害が残ってはいるのですが、一般の方とほぼ同じ状態になったということで、症状固定。そういった上で示談という話が成立したということでございます。ですので、最初から先方から提示とか、こちらから提示ということはございませんでした。この提示の根拠につきましては、先ほど申し上げた内訳で、治療費につきましては入院の分等が一部ありましたけれども、休業損害については日数、主婦でありましたので主婦の休損という基準を、当院の方では特に損害賠償のテーブルは持ってございませんので、どうしても保険会社のテーブルを使わせていただくという形にはなりますけれども、そういった形で積み上げた数字でございます。中身は、先ほど申し上げました入院賠償保険の後遺症障害の慰謝料については、入院賠償保険の障害等級の11級の9という形で提示をさせていただいて、最終的にはご了解いただいたということでございます。

また、過去においての事例は幾つかございますけれども、それについても提示額ですとか相手方の要求についても、多い少ないというのは私どもではちょっと判断できませんけれども、最終的にはご了解いただいて示談なり調停が成立したものと考えてございます。

当然、今後も、おっしゃるとおり真摯な対応ということで対応していきたいと考えております。以上でございます。

議長（青柳正敏君） 暫時休憩します。

（午後2時8分休憩）

（午後2時10分再開）

議長（青柳正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

総務課長（吉田賢治君） すみません。説明がうまく伝わりませんで失礼しました。

今回の件につきましても、保険会社のテーブルにのっとった金額で計上させていただきます。それと同一金額で示談となっております。以上でございます。過去についても、そのような経緯と考えております。

議長（青柳正敏君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、本

案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、報告第2号は原案のとおり可決されました。

#### 第5 報告第3号

議長(青柳正敏君) 日程第5、報告第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど、報告第2号でご承認いただきました医療事故に対する損害賠償金につきまして、当初での予算措置をしてございませんでした。また、支払い期限につきましても、平成19年8月31日となっており、議会を招集するいとまがなかったので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきました。

以上簡単でございますが、提案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(青柳正敏君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青柳正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、報告第3号は原案のとおり可決されました。

#### 第6 議案第13号

議長(青柳正敏君) 日程第6、議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求

めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告及び国家公務員の給与法改正により、職員給与について民間給与との格差を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した給料月額引き上げ、子らに係る扶養手当の引き上げ、期末勤勉手当の年間支給率の引き上げについて、所要の改正をお願いするものがございます。

改正の内容につきましては、勤勉手当の支給率を年間4.45月から4.50月に引き上げるほか、その支給割合を改正すること、また、本年4月からの給与について改定し、あわせて扶養手当の規定について改正するものです。

施行日につきましては、給与改定、扶養手当の額の引き上げ、12月期の勤勉手当の支給率の引き上げ等に関しましては、平成19年12月1日からとし、勤勉手当の支給率の割合に関する改正に関しましては、平成20年4月1日からとするものがございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 議案13号でございますが、先ほど説明がございました人事院勧告とはいかなるものなのか、説明願います。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） 人事院勧告でございますけれども、通常平たく申し上げますと、公務員の給与と民間の給与との差額といいますか、比較をするものと考えております。

議長（青柳正敏君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私が言ったのは、人事院勧告とはどういうものなのかというのは、公務員、準公務員に関しては企業と違いまして争議権なり団体交渉権、そのようなものがないから、民間の企業と比較して人件費を決めたわけでありまして、それが人事院勧告というものでございますけれども、人事院勧告が出されたからには、この病院も人事院勧告に従って、これからこの勧告を今後もずっと尊重していくのか、その点、お伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 人事院勧告に準じた給与改定を行ってまいりたいと考えております。

議長（青柳正敏君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 勧告を尊重していくということは、これから行革プランなどいろ

いろ出てくるわけですが、その点、この人事院勧告でこのような結果が出たら、それを尊重していくということで、カットをするということはないという考えであればいいのか、その点をはっきりとしていただきたい。

議長（青柳正敏君） 暫時休憩します。

（午後2時18分休憩）

（午後2時19分再開）

議長（青柳正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 人事院勧告については尊重していきたいと思えますけれども、今、湯井議員さんが言ったように、将来引き下げることはないのかという、人事院勧告については尊重するけれども、引き下げはないというのはその状況によっていろいろあると思います。給与についてのカットということについては、これはまた新たな問題で、また必要があれば議会に付議をして、議員さんにお諮りしたいと考えております、給与の関係につきましては。

ただ、今回出させていただきましたのは、人事院の勧告に基づいての改正でございますので、よろしく願いいたします。

議長（青柳正敏君） 暫時休憩いたします。

（午後2時20分休憩）

（午後2時21分再開）

議長（青柳正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。他に質疑はありませんか。渡辺徳治君。

議員（渡辺徳治君） 1条の方はそれでいいと思うのですが、2条の方、22ページの方には100分の77.5を100分の75にということで、ここは引き下げの点がされているんですね。その後ちょっと続けますけれども、今、医療ミスによる損害賠償とか、それに伴う医師の皆さんの緊張ある仕事ぶりが紹介されたわけですがけれども、看護師不足ということも随分と言われていまして、そして、その多くの者が新任で入ってきても、そんなに長く続かない。仕事の割に給料が少ない、待遇が悪いということが主な理由だということ、これが広くどこでも共通した話題というふうになっていると思うんですね。

医療に携わる、従事する者が、今の時点の中で給料を引き下げることがふさわしいのかどうかということについては、私は疑問だと思うんですね。そういう意味では、1条の方はいいですけれども、2条の方は、これはちょっと納得いかないというふうに思いまして、発言をさせていただきました。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（吉田賢治君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。今回の人事院勧告につきましては、俸給の0.35の若年層に限る改定、また手当につきましては扶養手当を500円引き上げ、さらに、今お話がありました勤勉手当

についてのお話ですが、これにつきましては、今年度におきましては既に6月は支給されております。12月で調整させていただくというのが1条でございます。

さらに、来年の4月以降、第2条の方で、今年度12月の分を2分の1にした分を、6月と12月に分けて引き上げという形をとらせていただくということでございますので、ご理解いただければと考えます。以上でございます。

議長（青柳正敏君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

#### 第7 議案第14号

議長（青柳正敏君） 日程第7、議案第14号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第14号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、第2条で示しておりますとおり、収益については、第1款病院事業収益、第3項の特別利益で1,126万1千円の増額補正であります。内容といたしまして、医師住宅として使用しておりました土地の売却により、第3条の資本的収入におきまして土地の簿価として303万2千円の増額を、第2条の収益的収入におきまして売却する差額を売却益として計上するものであります。

次に、第3条の資本的収入及び支出ですが、公立藤岡総合病院の資本的支出におきまして、医療機器導入による建設改良費で558万6千円の増額、外来

センターにおきましては、検診精度向上事業により、乳がん検診の診断精度と受診率の向上を目的としたシステム整備費といたしまして1,575万円、それに伴います国庫補助金の787万5千円を計上するものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。堀越義晴君。

議員（堀越義晴君） 固定資産の売却代金ということではありますが、附属外来センターという、これはその下の項目でよろしいでしょうか。場所、何を売却されたのか、ご説明を求めます。

議長（青柳正敏君） 用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） お答えいたします。これにつきましては、昭和49年1月に取得しました、当時医師住宅として使用しておりました土地の売却代金であります。場所につきましては、小林の字塚原74番地の1です。平米数につきましては、551.9平米であります。以上です。

議長（青柳正敏君） 堀越義晴君。

議員（堀越義晴君） その住宅というのは、例えば職員さんの住宅であるのか、どういうものか。

議長（青柳正敏君） 用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） これにつきましては住宅ではありませんので、土地であります。ただ、その使用目的につきましては、遠い医師のために住宅として使用していた、その土地を売却したということであります。以上です。

議長（青柳正敏君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第14号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決

されました。

## 第 8 議案第 15 号

議長（青柳正敏君） 日程第 8、議案第 15 号、平成 18 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第 15 号、平成 18 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

病院を取り巻く医療環境は依然として厳しい状況にあります。医師不足の影響で休診を余儀なくされている病院も出ております。当院においても、医師不足の影響が出てきており、地域への安定した良質な医療を提供するために、医師の確保が重要な課題となっております。そのためにも、職場環境の改善や大学等への積極的な働きかけ、地域医療機関との連携強化も必要となっております。病院経営は、今後も収入の確保や経費の節減等に努め、医療を中心とした基盤を強化することが求められております。

それでは、決算の大綱を説明させていただきます。

平成 18 年度は、群馬県市町村総合事務組合の脱退に伴う精算金の計上により、公立藤岡総合病院で 12 億 5,174 万円の純利益、附属外来センターで 90 万円の純損失、訪問看護で 2,352 万円の純利益が生じております。平成 18 年度は、3 施設合計で 12 億 7,437 万円の純利益が生じ、公立藤岡総合病院及び附属外来センターの繰越欠損金、訪問看護の繰越利益剰余金の合計で 17 億 2,412 万円の未処理欠損金を、平成 19 年度へ繰り越しました。また、訪問看護については、未処分利益剰余金のうち 117 万 7 千円を減債積立金として、剰余金処分計算書（案）を上程させていただきました。

平成 19 年度も経営環境の厳しい状態ではありますが、引き続き関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。なお、本決算につきましては、去る 8 月 27 日、武田、湯井監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦勞いただきましたことを、心から感謝申し上げ、改めてお礼申し上げます。

慎重審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。平成 18 年度病院事業会計決算認定について、提案理由の説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては経営管理部長より説明いたしますので、よろしく申し上げます。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） それでは、詳細につきまして公立藤岡総合病院から説明

いたします。

患者の状況ですが、入院患者数では年間11万9,828人で、1日平均328人、外来患者数につきましては年間3万6,734人で、診療日数365日での1日平均は101人でした。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜きの収入決算額は83億2,627万2,341円であります。その主なものは医業収益で、64億5,605万4,563円あります。このうち入院収益は55億2,246万1,351円、外来収益では6億5,574万1,268円ありました。その他医業収益では2億7,785万1,944円で、このうち救急医療負担金は7,525万1千円あります。医業外収益は2億6,119万4,348円で、主なものは企業債利子などの他会計負担金として2億1,655万4千円、国県補助金1,302万6千円あります。特別利益は、退職手当組合の脱退精算金の15億9,109万6,370円、土地の売却益で1,792万7,060円あります。

次に、支出の税抜き決算額は70億7,452万4,215円あります。このうち、医業費用では66億9,558万7,975円あります。主な内訳としまして、給与費37億1,377万3,340円、材料費18億3,246万9,874円、経費8億1,885万4,875円、減価償却費3億989万8,586円あります。医業外費用は3億2,672万8,133円で、その主なものは、企業債と一時借入金の支払い利息で、1億7,503万5,063円、消費税の費用化による雑支出が1億2,986万5,300円あります。特別損失では、過年度損益修正損として5,220万8,107円を計上したものであります。医業収支比率では96.4%、総収支比率では117.7%で、12億5,174万8,126円の純利益を生じました。

続きまして、附属外来センターの詳細について申し上げます。

患者状況ですが、外来患者数は年間20万7,184人、診療日数は294日で、1日平均705人でした。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は22億7,175万8,098円あります。その主なものは医業収益で、20億384万7,973円。このうち外来収益は18億1,670万4,034円で、医業収益の90.7%を占めております。その他医業収益では、公衆衛生活動、医療相談等健診関係で1億8,714万3,939円あります。医業外収益では8,476万125円で、その主なものは企業債利子の他会計負担金として7,879万4千円、特別利益は、退職手当組合の脱退精算金で1億8,315万円あります。

次に、支出の税抜き決算額は22億7,265万8,337円あります。

このうち、医業費用で21億75万5,291円。その主な内訳としまして、給与費7億6,064万772円、材料費4億7,356万2,801円、経費5億5,062万5,717円、減価償却費3億1,199万119円であります。医業外費用は1億7,190万3,046円で、内訳としまして、企業債支払い利息が1億2,249万8,041円、消費税の費用化による雑支出が4,940万5,005円であります。医業収支比率は95.4%、総収支比率はほぼ100%で、90万239円の純損失が生じました。

続きまして、訪問看護の詳細について申し上げます。

利用者状況ですが、年間5,771人、訪問日数223日で、1日平均26人でした。

収益的収入及び支出で、税抜き収入決算額は5,896万1,248円であります。その主なものは、療養収益、利用料等の事業収益で、4,923万7,574円であります。事業外収益は、受取利息等で47万3,674円、特別利益は退職手当組合の脱退精算金925万円であります。

次に、支出の税抜き決算額は3,543万2,481円で、このうち事業費用が3,524万4,571円であります。その主な内訳としまして、給与費3,055万8,198円、材料費20万2,434円、経費431万3,748円、減価償却費3万1,512円であります。事業外費用としまして、18万7,910円で、消費税の費用化による雑支出であります。この結果、訪問看護は純利益2,352万8,767円を計上いたしました。

先ほど管理者からも説明がございましたが、3施設合計で12億7,437万6,654円の純利益を生じ、前年度繰越欠損金29億9,850万4,451円から、この純利益を差し引いた17億2,412万7,797円を、欠損金として19年度へ繰り越すものであります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

税込み収入決算額は、第1款公立藤岡総合病院資本的収入では、1億6,186万4,940円であります。内訳としましては、第1項の企業債元金の償還に対する他会計負担金で1億5,335万1千円、第2項固定資産売却代金で19万2,940円、第3項補助金で832万1千円であります。

第2款公立藤岡総合病院附属外来センター資本的収入では7,704万9千円で、償還元金に対する他会計負担金であります。これに対して、資本的支出の税込み決算額は第1款公立藤岡総合病院資本的支出が2億6,178万3,610円で、内訳としまして、第1項企業債償還金として2億4,455万110円、第2項補助金で59万1千円、第3項建設改良費で機械器具購入費の1,664万2,500円であります。

第2款公立藤岡総合病院附属外来センター資本的支出では、第1項企業債償

還金 1 億 1, 978 万 4, 756 円であります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 4, 265 万 4, 426 円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億 4, 262 万 7, 357 円、当年度分消費税資本的収支調整額 2 万 7, 069 円を充てて収支の均衡を図りました。

続きまして、剰余金処分計算書案につきまして申し上げます。

これは、地方公営企業法第 32 条第 1 項に規定する剰余金の処分で、訪問看護につきまして、平成 18 年度の純利益 2, 352 万 8, 767 円のうち、117 万 7 千円を減債積立金として積み立て、5, 069 万 1, 037 円を翌年度へ繰り越すものです。

以上、詳細についての説明を終わらせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 決算審査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員（武田弘君） 議案第 15 号、平成 18 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算について、審査の概要と結果について、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る 8 月 27 日、地方公営企業法第 30 条の第 2 項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成 18 年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものでございます。審査の結果、収入支出の計数は正確であると認めました。内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので、省略させていただきます。

平成 18 年度病院事業決算では、3 施設とも前年と比較して改善を示したものではありませんが、公立藤岡総合病院と附属外来センターは依然として欠損金を生じております。また、資金面では一時借り入れによる運営をしている状態で、資金不足の状況が引き続いております。医師の不足が叫ばれる中、地域の中核病院として住民に安定した質のよい医療を提供するためにも、医師の確保を図り、業務の見直しによる経営の健全化を期待するものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、決算審査の概要につきましてご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（青柳正敏君） 決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 18 年度の決算ですけれども、これはどういうふうに理解していいのか。だんだん少しずつは改善されているのでしょうかけれども、退職組合ですか、ここの部分が非常に大きいし、今、監査委員さんがおっしゃったように一時借り入れ、19 年度、本年度返済しましたということですがけれども、いずれにしても、非常に厳しい経営状況には変わらないと思います。

18年度に診療報酬の改定、そのときにこの病院議会で相当大きな議論があって、過去最大の下げ幅で、皆さん、執行部もそうですし、議員の方も多大な影響が出るのではないかというふうな心配をして、相当な議論があったのですが、現実的にはそれほど大きな影響が出なかったのかなという、何となくそんな気はしているのですけれども。

前年に対してどうだというふうな見方しか、なかなか私どもには細かなところが詳細について、監査委員ではありませんので、率直に申し上げて本当に細部のところまではわかりません。ただ、皆さんの説明にあるように、看護体制の7対1、この部分が非常に病院の経営上よかったといいますが、したがって、この部分、現実に18年度どのくらいの増収があったのか、それから、診療報酬の改定でそれ以外のところでマイナスだったわけですから、それ以外のところでのマイナス部分は、それぞれ金額にしてどれくらいの数字に、18年度はなったのでしょうか。

議長（青柳正敏君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） ご質問の中の診療報酬改定のマイナスということで、18年度の予算のときに、たしか答弁が約2%ぐらいを見込んだマイナス改定ということで、予算を計上していると思います。

今回の18年度の決算書の中で、若干入院収益等につきましては、17年度を上回った収益になっていると思います。収益の中で想定しました減の要因ですが、急性期特別加算、この分が大体1億5,500万円の減です。それと、17年度に比較して患者数が減っておりますので、患者数減分ということで、17年度の単価で計算しますと大体3億7,000万円の減、合わせまして約5億2,000万円減になっていると思います。

それに対しまして増の内容ですが、先ほどの看護基準、当初4月から9月までが10対1ということで、17年度の看護基準に比較しますと約5,800人で、3,800万円の増。それから、7対1看護になりまして、10月から3月、患者数が6万920人ですか。それで計算しまして大体2億1,000万円の増になります。看護基準の増額だけで約2億5,000万円ということになります。また、各種の加算部分、地域支援病院、これも4月からとりました。それから、救急管理加算等、小児の医学管理料の加算、その辺を合わせまして加算部分の増額が約2億2,000万円です。

それから、診療単価そのものの増ということで、診療報酬自体は下がっておりますが、各投薬・注射などの1人1日当たりの単価が、17年度に比較して増になっております。診療内容が濃くなったという解釈でよろしいかと思うのですが、その診療単価の増で大体1億円の増になっております。入院収益の方は、差し引きで約4,800万円ほどの、17年度に比較しまして増額になっ

ております。以上です。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 今、いろいろ説明されたのですけれども、もう少し簡単に詳しく説明してもらいたかったなという気がしますけれども。いわゆる、私が聞いたのは、7対1で、その分が幾ら増額になったのですか。それ以外のところの診療報酬のマイナス査定のところ、入院患者だとかいろいろ外来の患者さんが減ったとか、増えたとかいう当初予算に対してではなくて、いわゆる実際に診療報酬の改定に伴って減った部分は幾らだったんですか。18年度の外来患者さん、あるいは入院患者さんで、改定されたけれども、マイナス部分とプラスの部分でどうだったんですかと聞いたつもりだったけれども、事細かく説明してくれて何となく論点がぼけてしまうのですけれども。

いずれにしても、いろいろニュース等を聞いていますと、福田総理が医療に係る費用は全体では抑制しますよと、ただし、勤務医だとか、あるいは小児科、産婦人科、こういうところには少々手厚くするというふうな話もしています。当然、公立病院にとっては歓迎すべきことなんでしょうね。勤務医のところの給料の問題だとか、いろいろなことでそれは歓迎すべきことでしょうけれども、一方で7対1、この部分が未来永劫続いていくのかということになりますと、これもなかなか先の見通しがつかない。国はそのときそのときによって微調整をしながらやっていくということなので、根本的に経営基盤をしっかりと、この地域の人たちに質の高い医療を提供するためにはどうしたらいいのかという、こっちの問題と非常に矛盾して厳しい状況が続いているのだと思います。

そこで、監査委員さんが最後に、意見書の16ページにいろいろ書いているんですね。臨床研修医制度に伴い云々、まことにこのとおりなんですけれども、このことに対して病院長さんなり、管理者なりは、これはどういうふうに現状の中で受けとめて、今後この病院を運営していく上で、この意見に対して具体的にどういうふうに対応していこうとなさっているのか、まず1点。

それから、資金のことになりますと、確かに減価償却費の範囲の中に退職手当組合の脱退金の精算金を抜いても、何とか減価償却費の範囲に全体でいけばおさまってきたかなと、比較的少しずつではあるけれども上向きになってきたかなという気はしています。ただ、資金のことだけ考えますと、これから当然、病院は企業ですから、4条のところ、新たな資本の投資をしていかなければならないと思います。収入が支出に不足する分については、当然過年度の内部留保資金等で補てんをしていかなければならないでしょう。相当前にも、私、言いましたけれども、これから入院病棟の方でもいろいろな建設改良もしていかなければなりませんし、最先端の医療器械も整えていかなければならないでし

よう。いろいろな意味で、この辺の監査委員さんの意見に対してどのようにお感じになって、今後どのように対応していくのか、そこを伺います。

議長（青柳正敏君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） お答えいたします。臨床研修医制度と、これは新聞を大きくにぎわしていますし、たまたま臨床研修医制度と地方から医師が都会に集中、集約していくという、そういう現象が相まって、一気に医師不足を招いていると。その医師不足といっても、特に公的な、こういう地域の役割を果たしている病院から医師が去ると、勤務医不足を一気に起こしていると、こういうことはもういろいろな地方、東京においても周辺においては同じような状況が出ているかと思えます。

この医師不足という、大きな時代の中で政治が絡んで起きてきたことですから、これはもう対策をどうするんだと言われても、明確な速成の対策はございません。この医師不足に対して、やっと厚労省が文部科学省と共同して医師の入学定員をふやすと、そんなものは10年先の話だし、医師の人事を管理する機構をなくしてしまったわけですから、医師は自由に自分の働く場を選ぶという時代がますます強く進んでいくと思います。ですから、今よりも、より厳しい状況になっていくのではないかと思います。

そういう中で、何がやれるかということ。やはり魅力ある病院づくりをして、そして医師が、ぜひここで勤務していきたいと、そういう病院にすることが一番の課題であろうと思います。そして、少なくとも当院に来た医師が、やはりここは非常に地域柄もいいし、病院の雰囲気もいいし、働きたいと、そういうような病院づくりをすることが大事だろうと思います。

そして、経営ももちろん大事ですけども、やはり、職場において働きやすい、そしてやりがいのある働き場をつくるということの一語に尽きると。その環境をいかにして整えていこうかということ、今後も取り組んでいきたいと思っています。それは、ハードも含めて、集約できるところは集約していくということですね。やはり医師が非常に少なくなっている時代に、病院において分散した診療体制を維持していくというのは非常に困難であります。ただ、この医師不足というのは、以前から予想されたことではなくて、15年度に入ってから一気にそういうことが顕在化してきたという状況であります。

そういうことで、ハードも含めて、それから中の対応も、やはり働く者たちは、お金がいいからということでモチベーションが上がるわけではないし、やりがいがあると、医学的にもより高度なものを追求することによって、医師のプロフェッショナルとしての満足度は上がるでしょうし、そういう場合にはハードな環境においてもよりモチベーションも上がるでしょうし、それを支える事務職初め地域の人々、そういう雰囲気という、地域の民度というんでしょう

か、そういう文化的なところもかなり影響してくるのではないかと考えております。

今いる医師がいい印象を持って、やりやすいという環境は、少なくとも今でも院内の中でつくっていくことができますので、それに、いろいろきめ細かく支援できるところは支援しながら、看護師を初めとして、働く者が生き生きと働けるような環境づくりをしていきたいと思っております。そして、それが人を呼ぶ。人づてに、やはり全国で見ても藤岡市というところにぜひ行きたいと、この地域に住んでみたいという、そういう地域のアピール度というのではないかと考えております。これは東京に出て行って、研修医の全国的なレベルで合同ガイダンスしますと、群馬県のブースに来る人はほとんど少ないですね。こんなものかというくらい、非常にかかりやすいということなんです。それが自然、東京とか人口の多いところへ当然足が向いて行って、多くの医学生が行くのが実情であります。

そういう中で、やはりその場合に一番確実にしていくのは、勤務している医師が後輩を誘い、当院に来た研修医がまたリターンして働きたいと、そういう人と人との関係を大事にするような、それから、当地域の医師会の先生方にもお願いして、ぜひ子弟をこの地域で病院に勤務していただきたいと、そういうような情報があったら私出かけていきますとアナウンスして、一番これがあれなんです。医師の確保というのはインターネットを使ったりいろいろなことをしても、なかなかそういう中で対応してくる医師というのは、条件が違い過ぎます。そして、なかなか難しい。第一優先として地域をまず選ぶということです。

そういう中で難しいですけれども、やはり人づて、人と人がアンテナを高くしておいて、そして交渉していくということが一番、大学に任せて大学が供給してくれる間がいいのですけれども、それが揺らいでいる中では、地道にそういう努力をしていくことしかないかと思っております。そういう意味では、いろいろ関連のある議員の先生方も、そういう話があるぞといったら、私はいつでも出かけていきますので、ぜひご協力いただきたいと思っております。

今後どういうふうにするんだというふうに考えていくか、1つはそういうソフト面に対応していくと、働きやすい環境づくりをするということ、それから、やはり外来センターと病院と2つの病院を維持していくと、これは医師が分断されている。これは勤務する中で非常にハードであります。これをどういうふうに対応していくか。これは避けて通れない問題であろうと考えております。この辺に関しては、今後、よりいろいろなことを想定して検討していきたいと、私の考えでは持っております。以上であります。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 決算のところの細かな数字と少しずれましたけれども、18年度の決算の数字を見た中で、将来展望ということで聞いているのですけれども。院長先生のお話を聞きますと、非常に医師の確保、これはつい先日も病院議会で視察に行って、視察先の院長先生のお話でも、やはりこの辺が一番悩みの種で、なかなか特効薬がどこの病院もないような状況です。

今、院長先生のお話だと、最後の方のところでは病院の分断、いわゆる入院病棟と外来センター、この辺が非常に経営上問題があるといいますが、医師の確保に対しても非常に大きな影響を与えているというふうなお話だったのであります。そうなりますと、これから先は管理者に伺いますけれども、最終的にすべての責任は、ある意味で組合を構成している自治体が持つということですね。これはある意味で、極端な話をすれば、この病院を閉鎖しようという議論になっても、最終的には全部その後の清算についてはすべて病院が責任を持つのではなくて、当然病院もある種の責任はあるでしょうけれども、最終的にはすべての責任は組合を構成する自治体を持たなければならない、これは明確だと思います。まず、当然管理者はそういう認識を持っていると思いますけれども。

今後について、今、院長先生がおっしゃったような、分断をしているということに対して、話を聞いていると具体的にもう一度1つにするとか、何か病院内でそういう議論が始まったのかなというような印象も受けるのですけれども、今後、その辺について管理者はどのようにお考えでしょうか。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） 先ほど、院長先生のお話を私も伺っておりまして、院長先生は医師としての立場で、この臨床研修医制度、また医師の確保といった難しさの中で、そういう発言をされたというふうに思います。確かに、働いている先生方の中で両方行ったり来たりしなくてはいけない。また、そういったご負担を強いているということは私も感じております。ただ、早急に、例えばこっちを閉鎖しようとかということではありませんと、私は思っております。

そして、こうして2つの中で今診療が続いているわけでございますけれども、やはり現場の先生方、また看護師さん、本当によく頑張っているというふうに私は思っております。たまにはここへも来て、皆さん方の活動する場面を見ていますと、本当によく患者さんに対して目を向け、また、親切な対応、そういったものを心がけているなというふうに思っています。

そういうことを患者さんにしていくことは、将来の、藤岡総合病院としての患者さんを引きつけておく大きな要因だというふうに思います。なおかつ、今の研修医制度がなかなか地方の病院にとって厳しいというものが、特効薬はないと思います。ただ、私は事あるごとに、例えば県・国に対しても、もっとそ

ういう地方の自治体で抱えている病院、こういったものに目を向けないと、本当に衰退していってしまうということを申し上げております。また、それはともかく、先ほど来出ております診療報酬の値下げということについても、値下げするだけで国の予算として地方に転嫁するというシステムはだめだと。今、国からこういう病院に対して機能を、こういうことをやってほしい、こういうことをやってほしいということがいろいろ来ております。昨晩も県の主催で、この地域の計画推進に当たっての会議がございましたけれども、やはり、そういう中でも、当然この診療報酬の改定のことも含めて、地方として、我々のこの病院として、そういったことを県に、国にきちっと言っていかなければいけない、そういう時代に入っておりますので、そういったことは十分にやっていきたいと思っております。

先ほどの繰り返しになりますけれども、院長先生の立場で言われたそういった、2つを1つにという議論につきまして、確かに重要な一つの方策かもしれませんが、まだまだ時間のこともあると思いますので、今後、私も今、院長先生の発言を聞いていて、そういうことも考えなければいけない時代になってきているのかなということ、改めて感じました。

議長（青柳正敏君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第15号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

## 第9 議案第16号

議長（青柳正敏君） 日程第9、議案第16号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第16号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成12年4月に施行された介護保険法は、今後の少子化・高齢化社会に対応する社会保障システムとして、現在多くの人に利用されております。また、利用ニーズの多様化を踏まえ、介護予防サービス、地域密着型サービス等、介護サービスの種類も多様化されてまいりました。

しらさぎの里においては、平成9年7月開設以来10年を経過して、介護保健施設として藤岡地域の中核的な施設となってまいりました。平成17年10月の食費・居住費の自費化の導入と介護報酬の引き下げの影響で、厳しい経営状況でございますが、今後はより一層の療養環境の向上と経営改善を行い、介護老人保健施設として、良質なサービスを効率的に提供していくものであります。

それでは、概要について説明申し上げます。第1款施設運営事業収益です。予算額は5億8,123万6千円に対しまして、決算額は5億7,283万9,071円で、予算に対しまして839万6,929円の減益となっております。これに対する費用ですが、第1款施設運営事業費用、予算額4億8,617万1千円に対しまして、決算額4億7,224万9,004円となり、予算額に対し1,392万1,996円の不用額となりました。

なお、本決算につきまして、去る8月27日、武田、湯井両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦勞いただきましたことを感謝申し上げます、改めてお礼申し上げます。

慎重審議をいただきまして、ご決定くださるようお願い申し上げます、平成18年度介護老人保健施設事業決算認定について、提案理由の説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては管理課長より説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（新井克行君） それでは、引き続きまして内容の説明をさせていただきます。

まず、利用者の状況ですが、介護老人保健施設事業において、入所者、短期入所、通所者合わせて延べ3万7,177人です。うち、入所者数は2万6,879人で、1日平均73.6人、短期入所者数は377人で1日平均1人です。通所利用者数は延べ9,921人で、1日平均37.3人です。介護度につきましては、入所者、年平均3.3、短期入所者2.1、通所者2.4でありました。

第3条収益的収入及び支出については、第1款施設運営事業収益の決算額は

5億7,283万9,071円で、特別利益1億3,320万円を除きますと4億3,963万9,071円で、前年対比1,417万6,065円の減収、前年比率は96.9%となりました。

次に、第1款施設運営事業費用において4億7,224万9,004円で、前年対比724万114円の費用増で、前年比率は101.6%となりました。その結果、経常収支では3,260万9,933円の純損失を生じました。しかし、特別利益を加えると1億59万67円の当年度純利益を計上することができました。なお、細部につきましては科目別明細で示しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上で詳細説明にかえさせていただきます。

議長（青柳正敏君） 決算審査の報告を監査委員にお願ひいたします。

監査委員（武田弘君） それでは、引き続き監査報告を申し上げます。

議案第16号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、審査の概要について監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月27日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成18年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものでございます。審査の結果、収入及び支出の計数は正確であると認めました。以下、内容につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりであり、また、利用状況及び決算額は、提案理由説明の数値と同様で重複いたしますので、省略させていただきます。

当介護老人保健施設しらすぎの里は平成9年7月に開設し、10年が経過し、地域の中核的な介護保健施設として期待され、多くの人々に利用されております。近年の利用者負担の引き上げ、介護報酬の引き下げ、介護サービスの多様化など、介護老人保健施設を取り巻く環境は厳しい時代を迎えました。公立の施設基盤をもって病院との連携、地域との連携をスムーズに行い、より信頼される介護老人保健施設として運営を期待するものでございます。

簡単でございますが、審査の概要報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（青柳正敏君） 決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願ひます。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第16号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

#### 字句の整理の件

議長(青柳正敏君) お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青柳正敏君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

#### 管理者あいさつ

管理者(新井利明君) 本日は、長時間にわたって慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきまして、まことにありがとうございました。今後も、病院の健全経営、また地域連携の充実を図りつつ、地域から信頼される病院づくりにより一層の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、議員各位にはご支援賜りますようお願い申し上げます。なお、これから年末年始を迎えお忙しいことと存じますが、お体、十分ご慈愛いただきたいというふうに思います。本日はまことにありがとうございました。

#### 閉会

議長(青柳正敏君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成19年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午後3時21分閉会

会議規則第 77 条の規定により下記に署名する。

議 長 青 柳 正 敏

署名議員 渡 辺 徳 治

署名議員 小須田 一 美